

答申第149号

平成24年8月31日

神戸市長

矢田立郎様

神戸市情報公開審査会

会長 米澤広一

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について

(答 申)

平成23年11月25日付神都総庶第530号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

以下の公開請求における公文書を保有していないことによる非公開決定に対する不服申立てについての諮問

1. 新長田駅南地区震災復興市街地再開発事業の事業開始初年度から平成22年度までの年度別、款、項、目、節別歳入歳出決算額及び同平成23年度現計予算額
2. 新長田駅北地区震災復興土地区画整理事業の事業開始初年度から平成22年度までの年度別、款、項、目、節別歳入歳出決算額及び同平成23年度現計予算額

1 審査会の結論

本件公開請求に対して、実施機関が公文書を保有していないことによる非公開決定を行ったことは、妥当である。

ただし、本件において実施機関は、申立人の意向を確認したうえで申立人が希望するのであれば、関連文書として「5 審査会の判断」の(4)に掲げる①～⑤の文書を情報提供することが望ましい。

2 異議申立ての趣旨

(1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、以下の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

1. 新長田駅南地区震災復興市街地再開発事業の事業開始初年度から平成 22 年度までの年度別、款、項、目、節別歳入歳出決算額及び同平成 23 年度現計予算額

2. 新長田駅北地区震災復興土地区画整理事業の事業開始初年度から平成 22 年度までの年度別、款、項、目、節別歳入歳出決算額及び同平成 23 年度現計予算額

※公表されている決算書及び同関連資料では、再開発事業、区画整理事業 1 本で表示されていますが、新長田駅南（北）に限った決算額をお願いします。（職員費など按分で推計していただいても結構ですが推計方法をご明示ください）」

(2) 市長（以下「実施機関」という。）は、本件請求に対して、請求内容に合致した文書はないとして、公文書を保有していないことによる非公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。

(3) これに対し、申立人は、本件決定を取り消し、不存在とされた公文書の公開を求める異議申立てを行った。

3 申立人の主張

申立人の主張を、平成 23 年 11 月 16 日付の異議申立書、平成 24 年 1 月 30 日付の意見書及び平成 24 年 2 月 15 日の意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

請求した文書が公開されないと、新長田駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業及び新長田駅北地区震災復興土地区画整理事業の総括並びに事業評価ができない。

非公開決定通知書の非公開理由欄に「歳出については、決算説明書の記載内容より詳細な内訳を記載した資料が保存年限経過により廃棄されている。」とあるが、事業が完了するまで初年度からの必要書類を保存するのが当然であって、廃棄はあり得ない。

非公開決定通知書の非公開理由欄に「歳入については、決算説明書における記載が会計ごとの款、項、目、節別の金額となっており、上記事業別での款、項、目、節別の金額の

把握ができない。」とあるが、そもそも公表されている公文書では個々の事業別の歳入歳出金額がわからないような会計処理方式になっているから、元の積み上げ資料があるはずだと思い、あえて公文書公開請求をしたのであって、それを否定されるのなら、初めから個々の事業についての説明責任は果たさなくてもよい、市民の知る権利は無視することになるではないか。

たとえば新長田駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業の場合、公開されている当初の事業計画書の資金計画と計画変更後の最新の事業計画書の資金計画を比較すると、第3地区（大橋3、4地区を除く）と第2-C地区以外は事業計画の変更回数にかかわらずすべて当初の資金計画と最終資金計画が同じである。第1地区などは事業計画が20回も変更されているのに資金計画は全く変更されていない。あまりにも杜撰であると言わざるを得ない。これでは市民の神戸市に対する不信感が強まるばかりである。

当該事業の評価を客観的にしたいと願っている。その必要性は、以下の事例からもご賢察いただけたらと思う。

平成15年4月1日から施行されている国土交通省所管公共事業の再評価実施要領でも、再評価の視点として事業を巡る社会経済情勢等の変化とともに「全事業について費用対効果分析を実施するものとする。」とあるように、事業の投資効果を重視している。

再開発事業が初めて取り上げられた平成18年度神戸市包括外部監査でも、「資金計画は事業計画書の重要な一部であり、将来における市民の財政的負担にもつながりうる、重要な事項であるため、その変更については適時、適切に検討を行い、事業完了後まで適切にフォローできるよう適切に開示することが望まれます。」「年度単位での事業収支の計算が困難な状況があり、新長田駅南地区は現段階で進行中の事業であるため、市当局からは、現段階での新長田駅南地区での事業収支の算出は困難との返答を受けています。将来の保留床処分により市債発行額を回収することにより、基本的には市民への負担を求めないスキームで事業が行われている以上、“収支度外視の事業計画”ではないことについて説明する必要があり、計画進行中の段階でその収支見通しを数値で説明する責任があると考えられます。」などの意見が付けられている。

当該再開発地区では訴訟（複数）が行われているが、いずれもその一端が神戸市の会計処理の不透明さに起因するものである。

神戸市がいつまでも事業評価に背を向け、法令や条例に依らない、役所が便宜上つくっている公文書分類表などに固執する会計処理こそ見直しが求められている。それにもかかわらず、その公文書分類表に依って請求した資料を開示できないなどという処分には承服しかねる。やむなく一部推計を入れてでも、事業評価に耐えうる資料の提供を切望する。

また、それぞれの地区ごとの決算額が特定できない会計処理のあり方が問題であると考えているので、その点について情報公開審査会から実施機関へ意見を出していただくことを希望する。

4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 23 年 12 月 21 日付の非公開理由説明書及び平成 24 年 1 月 23 日の事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

請求内容は、①新長田駅南地区震災復興市街地再開発事業、及び新長田駅北地区震災復興土地区画整理事業において、②款項目節別に分類された、③事業開始年度から現在までの決算（予算）状況についての文書であるが、当該分類方法で記載された決算（予算）関連文書で、事業開始年度である平成 6 年度から現存するものは、公文書分類表上永年保存と定められている決算（予算）説明書のみである。

次に、決算（予算）説明書の基礎となる、細かな内訳を示した関連資料は、公文書分類表により保存期間が 1～5 年と定められており、既に廃棄されているものがほとんどである。

このことから、請求②③の内容に合致した文書としては、上記の決算（予算）説明書のみが該当するが、請求者は既にそのほとんどを写しにて所持しているとのことであったため、事前に了解を取った上で交付の対象外とし、請求者が所持していないものについてのみ交付を行った。

また、歳出決算（予算）額であるが、まず、新長田駅南地区震災復興市街地再開発事業の歳出については、事業に要した経費は、平成 6～11 年度（繰越含む）は一般会計・復興市街地再開発事業費、平成 10 年度以降は市街地再開発事業費特別会計・新長田駅南地区復興市街地再開発事業費という 2 種類の目にて管理されてきた。

うち、前者については、六甲道駅南地区の同事業に要した経費を合算した目であることから、決算説明書において新長田駅南地区に要した経費のみを把握することができず、また、職員の給与等に要した経費を管理する目（職員費）についても、地区別ではなく一般会計全体で決算処理されていることから、請求①の内容に合致した形で金額を把握することができない。

後者については、新長田駅南地区復興市街地再開発事業費という独立した目で決算（予算）説明書に記載があるものの、同会計の職員費などは、地区別ではなく会計全体で処理されており、請求①の内容に合致した形で金額を把握することができない。

加えて、歳入決算（予算）額については、決算（予算）説明書の記載が会計全体での款項目節別の金額のみとなっており、こちらも請求①の内容に合致した形で金額を把握することができない。

次に、新長田駅北地区震災復興土地区画整理事業の歳出決算（予算）額については、これを管理する目は、復興区画整理事業という平成 7 年 3 月に都市計画決定を行った事業地区 11 地区に要した経費を合算した目であるため、決算説明書において新長田駅北地区に要した経費のみを把握することができず、また、職員費等は一般会計全体で決算処理されていることから、請求①の内容に合致した形で金額を把握することはできない。

加えて、歳入決算（予算）額については、決算（予算）説明書の記載が会計ごとの款項目節別の金額となっていることから、こちらも請求①の内容に合致した形で把握するこ

とができない。

以上の理由から、公開した一部の文書を除き、請求①②③の内容に合致した文書は不存在であると判断し、本件を非公開決定とした。

なお、請求内容に合致した書類は不存在であることを申立人に事前に伝えた上で、市街地再開発事業費特別会計職員費と管理費の平成 22 年度決算額（新長田駅南地区分推計）、当再開発事業の事業計画書、新長田駅北地区震災復興土地区画整理事業の職員費の平成 22 年度決算額（推計）、当区画整理事業の事業計画書及び事業完了に伴い作成した広報印刷物を任意提供した。

5 審査会の判断

(1) 本件請求文書について

申立人が公開請求を行った文書（以下「本件請求文書」という。）は、以下のとおりである。

1. 新長田駅南地区震災復興市街地再開発事業の事業開始初年度から平成 22 年度までの年度別、款、項、目、節別歳入歳出決算額及び同平成 23 年度現計予算額
2. 新長田駅北地区震災復興土地区画整理事業の事業開始初年度から平成 22 年度までの年度別、款、項、目、節別歳入歳出決算額及び同平成 23 年度現計予算額

(2) 争点

実施機関は、本件請求文書を保有していないことによる非公開決定を行った。これに対し、申立人は、非公開決定を取り消し、文書を公開すべきとして争っている。したがって、本件における争点は、本件請求文書の存否である。

以下、検討する。

(3) 本件請求文書の存否について

実施機関によると、決算（予算）関連文書で、事業開始年度である平成 6 年度から現存するものは、公文書分類表上、永年保存と定められている決算（予算）説明書のみである。

審査会において決算（予算）説明書を見分したところ、歳出は、新長田駅南地区震災復興市街地再開発事業のうち特別会計で管理されている一部の年度を除き、他の地区の経費と合算して計上されており、また、歳出のうちの職員費等及び歳入は、会計全体で処理されていることが確認された。したがって、当該文書では申立人が請求する新長田駅南地区もしくは新長田駅北地区に限った決算（予算）額を把握することはできない。

これを地区別に把握しようとするれば、歳出については個々の支出命令書及びその関連資料、また、歳入については個々の調定決議書及びその関連資料を確認し、地区別に分類しなおすことで可能となると考えられる。

しかし、公文書分類表において、「重要な経費支出関係書類」及び「重要な調定関係書類」の保存期間は 5 年、「経費支出関係書類」及び「調定関係書類」の保存期間は 3 年、「軽易な経費支出関係書類」及び「軽易な調定関係書類」の保存期間は 1 年と定め

られており、実施機関では支出命令書の保存期間を5年、調定決議書の保存期間を重要度に応じて5年もしくは3年として取り扱っていることから、申立人が請求する事業開始初年度である平成6年度以降の各年度の当該文書のほとんどは、保存期間満了によりすでに廃棄されていた。

さらに、審査会から実施機関に対し、本件請求内容に関連する文書の有無について聴取したところ、決算関連資料である①事項別明細書や②財源充当表、③過去の建設事業外部評価の資料、④市会への中間報告資料が他に存在することが判明したが、事項別明細書や財源充当表は5年間保存しているものの、それ以前のは廃棄されており、いずれも申立人が請求する事業開始初年度からの各年度の決算（予算）額を把握できるものではなかった。

以上の通り本件請求文書の存否について検討した結果、請求内容に該当する文書が存在していることを窺わせる事実を確認することはできなかった。したがって、文書が存在しないとする実施機関の主張は不合理とは言えず、実施機関が公文書を保有していないことによる非公開決定を行ったことはやむを得ないと認められる。

(4) 請求内容に関連する文書について

前述のとおり、実施機関は、過去5年分の①事項別明細書や②財源充当表、③過去の建設事業外部評価の資料、④市会への中間報告資料を保有している。また、保有する文書をもとに相応の作業を行えば、過去5年分の⑤職員費・管理費の地区別の推計を算出することは可能であるとのことであった。これらの文書は請求内容に該当するものではないが、申立人が自ら事業の総括並びに事業評価を行いたいとしていることに鑑みると、申立人の請求の趣旨に近い文書であると思われる。

情報公開制度の目的の1つである市民への説明責務を全うするためには、情報提供を積極的に推進していくことが重要であり、条例第5条において、実施機関は、公開請求権に対応した義務的な公開制度に加え、情報公開の総合的推進に努めるよう定められている。

そうした観点からすると、本件において実施機関は、申立人の意向を確認したうえで申立人が希望するのであれば、関連文書として上記①～⑤の文書を情報提供することが望ましい。

(5) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成23年11月25日	—	* 諮問書を受理
平成23年12月21日	—	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成24年1月23日	第253回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
平成24年1月30日	—	* 申立人から意見書を受理
平成24年2月15日	第254回審査会	* 申立人から意見を聴取 * 審議
平成24年5月23日	第256回審査会	* 審議
平成24年6月20日	第257回審査会	* 審議
平成24年7月9日	第258回審査会	* 審議
平成24年8月8日	第259回審査会	* 審議